

国民健康保険条例参考例の一部を改正する条例参考例

国民健康保険条例参考例の一部を次のように改正する。

第十八条の六中「五十一万円」を「五十二万円」に改める。

第十八条の六の十二中「十六万円」を「十七万円」に改める。

第十八条の十二中「十四万円」を「十六万円」に改める。

第二十二条第一項中「五十一万円」を「五十二万円」に改め、同項第二号中「二十四万五千円」を「二十六万円」に改め、同項第三号中「四十五万円」を「四十七万円」に改め、同条第三項中「五十一万円」を「五十二万円」に、「十六万円」を「十七万円」に改め、同条第四項中「五十一万円」を「五十二万円」に、「十四万円」を「十六万円」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この条例による改正後の国民健康保険条例の規定は、平成二十七年以後の年度分の保険料について適用し、平成二十六年分までの保険料については、なお従前の例による。